
横浜市の緑化制度

- 緑の環境をつくり育てる条例
 - 工場立地法
(横浜市工場立地法地域準則条例)
 - 横浜市開発事業の調整等に関する条例
 - 横浜市風致地区条例
 - 横浜市斜面地における地下室建築物の建築及び開発の制限等に関する条例
- など

緑の環境をつくり育てる条例と工場立地法（地域準則条例）の緑化率の比較

工場立地法の適用外の場合でも、条例による緑化を行わなければならない。

	500 ~ 1,000 m ² (0 ~ 1,000) m ²	1,000 m ² ~	敷地 9,000 m ² ~ 建物 3,000 m ² ~
緑の環境をつくり育てる条例	5%	15% (商業系地域 10%)	
工場立地法 (地域準則条例)			工専・工業地域 15% 準工 20% その他 25%
(金沢地先埋立地)	10%	13%	13%

京浜臨海部の成り立ち

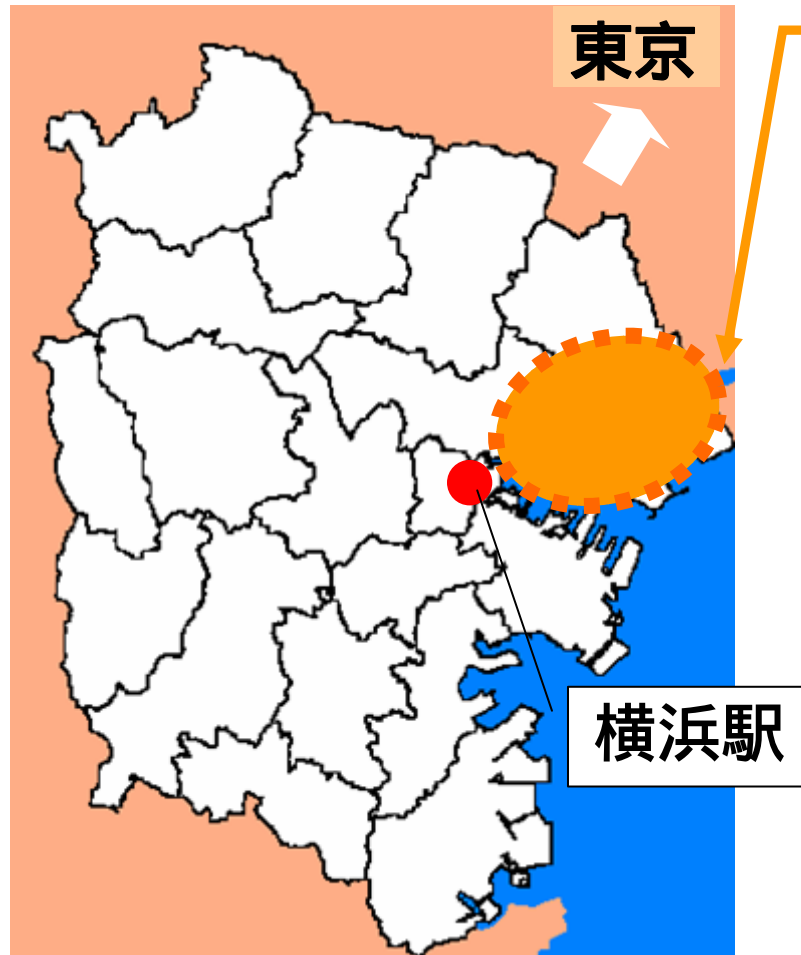
- ・ 明治後期以降、埋め立てられた土地に、多くの重化学工場が進出

第二次大戦後、日本の中心的な工業地帯へと発展

- ・ 昭和60年代以降、社会経済情勢の変化により、空洞化が指摘されるようになる。

再編整備、都市再生に向けた動き

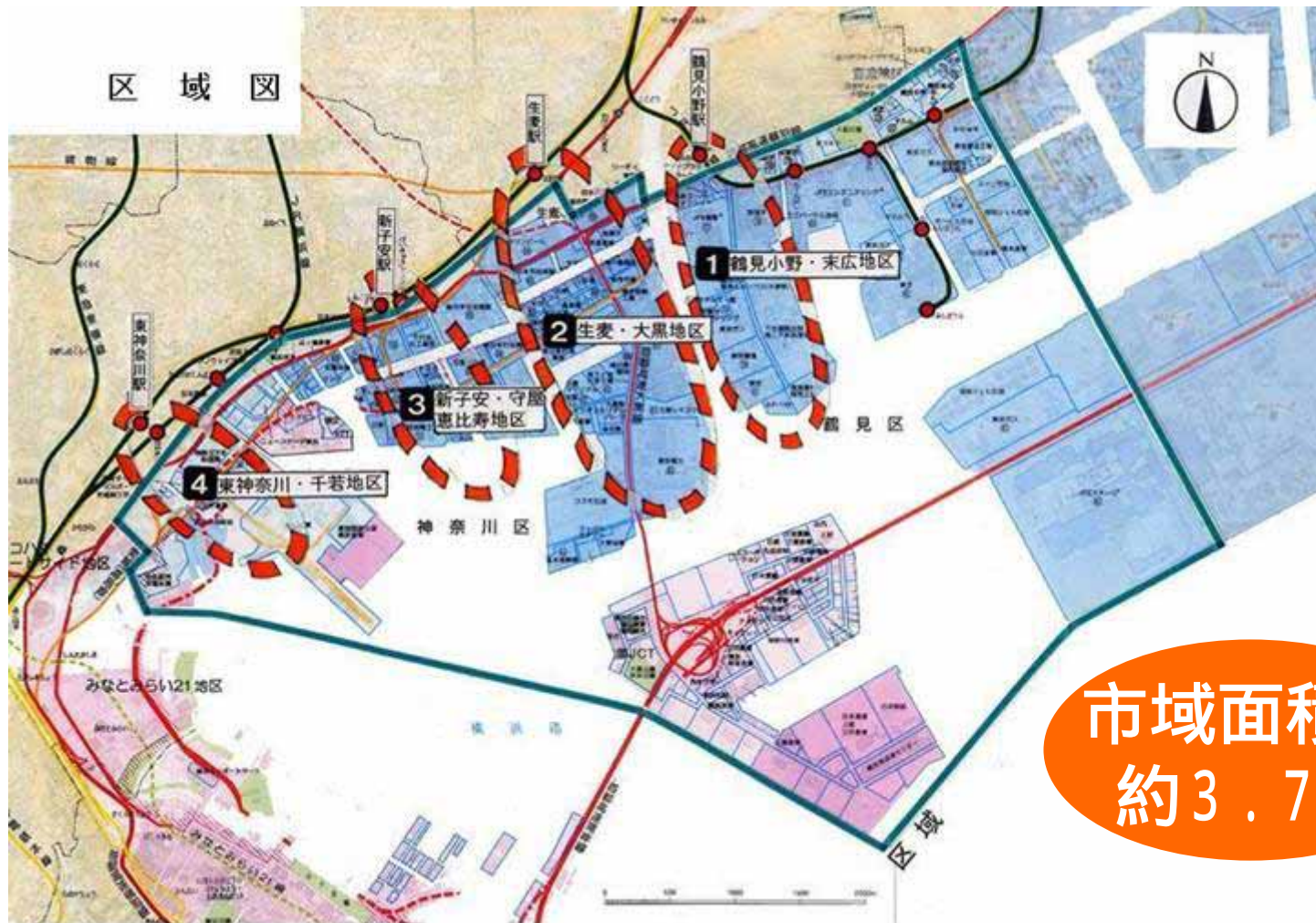
京浜臨海部の現況



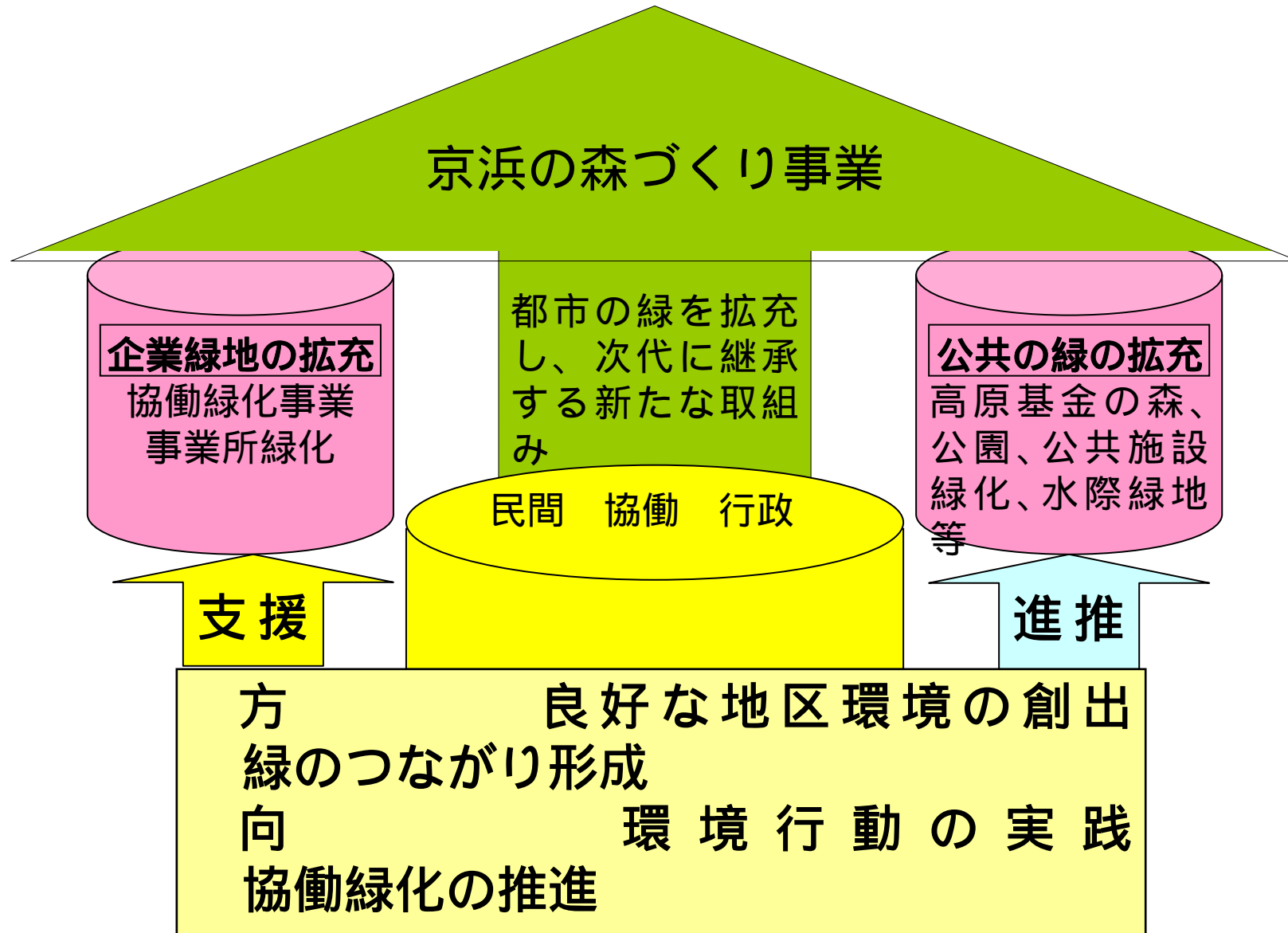
- 緑が少ない
(緑被率 約9%)
- 横浜サイエンスフロンティアとして研究開発拠点等の整備が進められている
- 土地利用転換が進行してきている

対象区域

横浜市鶴見区、神奈川区の臨海部 約1,600ha



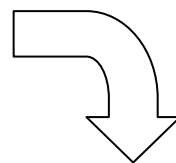
「京浜の森」づくりの枠組み



京浜の森づくりの目標

3つの背景

国際競争力のある産業拠点の形成
緑被率の向上
地球環境問題への取り組みの推進



4つの方向性

地区イメージの創出

緑の都市骨格づくり、緑の操業環境づくり

緑の確保

緑のつながりの形成

環境行動のアピール

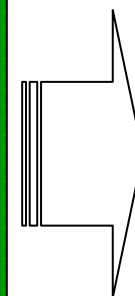
ISO、環境報告書での緑化活動のPR

「京浜の森」認定制度の実施

企業・行政の協働

公・民が共有する緑の将来像づくり

連携活動、協調緑化の推進



未来に引き継ぐ
「京浜の森」づくり

京浜の森づくりの指針

- 緑豊かな景観の向上
- 市民に身近な水際の緑化推進
- 永続性の高い緑地づくり
- 緑地の改善と拡充
- 自然環境の復元
- 企業・市民・行政の協働による緑化

具体的な展開

京浜の森づくり
未来に引き継ぐ

企業緑地の拡充(事業所緑化の推進)

緑の条例に基づく緑化協議等(緑の総量確保)

地区緑化計画に基づく協議(事業所緑化計画の調整)

緑地拡充の支援(協働緑地の検討、維持管理技術の普及)

協働緑化事業

助成金の交付(対象:公開緑地、沿道緑化、Eコアップ[®]整備)

技術的支援(情報提供・助言、市民ボランティア紹介)

広報等(ロゴマークの使用、事業者環境活動の広報)



公共の緑の拡充

公園緑地整備(高原基金の森、借地公園等)

公共施設緑化(水再生センター等、河川敷等)

公有地での緑化推進(市民参加植樹祭・育樹祭、ドングリ

苗木づくり(近隣小学校))

工場等緑地の事例

整備から年数が経過し、地域の自然資源として定着

